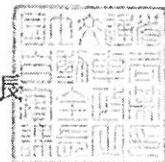


国自安第136号  
平成30年11月21日

(公社)日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長



信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための  
広報啓発等について（協力依頼）

この度、警察庁交通局交通企画課長から、自動車対歩行者の事故の大半が道路横断中に発生していることや、信号機のない横断歩道における事故では自動車の横断歩道手前での減速義務が不十分であること、道路横断中の事故の多くが横断歩道以外の箇所で発生していることなどを踏まえて実施する、全国一斉の信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発等の取組について、別添のとおり協力依頼がありました。

貴会におかれましては、この取組について傘下会員に対し周知いただくとともに、都道府県警察から本取組に關し協力要請があった際には、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

別添

警察庁丁交企発第270号  
平成30年11月12日

国土交通省自動車局安全政策課  
課長 山腰 俊博 殿

警察庁交通局交通企画課  
課長 太刀川 浩一

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発等について（お願い）

平素から警察行政の各般にわたり御理解と御協力いただき感謝申し上げます。  
警察庁では、自動車対歩行者の事故の大半が道路横断中に発生していることや、  
信号機のない横断歩道における事故では自動車の横断歩道手前での減速義務が不十分であること、道路横断中の事故の多くが横断歩道以外の箇所で発生していることなどを踏まえ、運転者に対する信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する横断歩道付近における交通ルールの遵守について、広報啓発・指導を強化しています。

その一環として、平成30年11月22日から同月28日までの1週間、全国一斉の信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間を設け、全国警察を挙げて、運転者・歩行者双方の遵法意識の高揚を図っていくことといたしました。

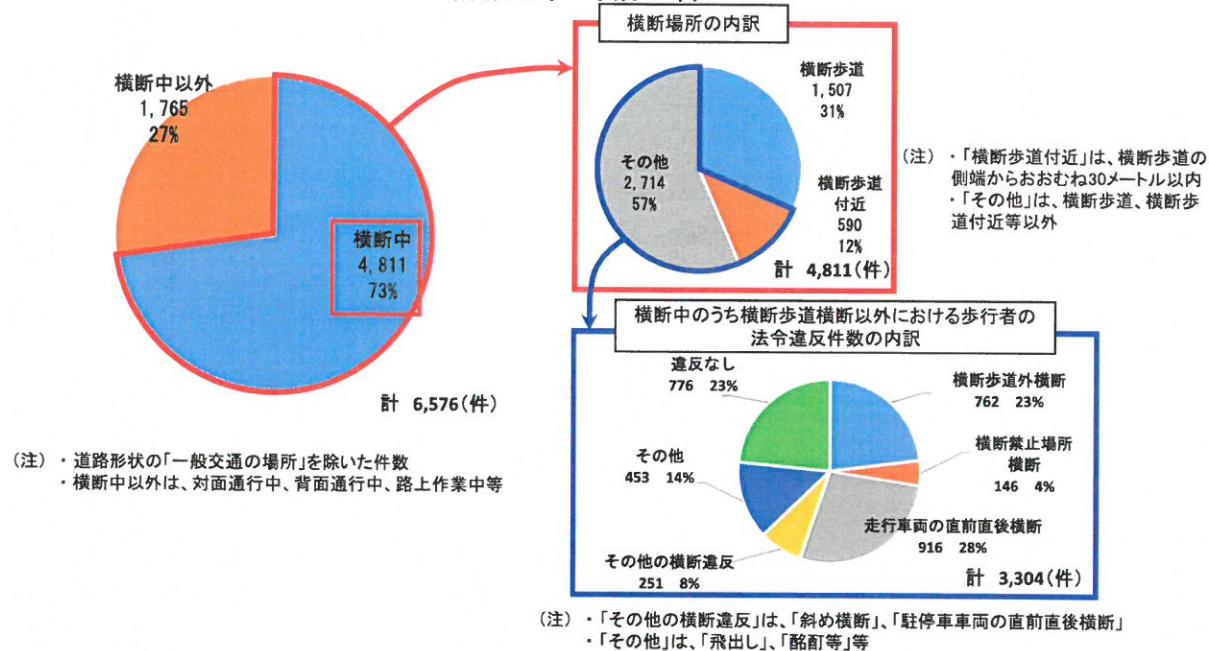
同期間中、全国警察において、交通需要の多い横断歩道付近における運転者・歩行者双方に対する関係機関・団体と連携した広報啓発等に取り組むこととしておりますので、貴省が所管する事業用自動車の関係機関・団体に対しまして、この取組について周知いただきますとともに、都道府県警察から協力要請があり得ることについての御連絡をお願い申し上げます。

本件担当  
警察庁交通局交通企画課安全係  
電話 (03) 3581-0141 内線5032

## 参考 「自動車対歩行者」による事故の事故類型別の死亡事故件数(全時間帯)

- 事故類型別では、横断中が約7割を占めている。
- 横断場所の内訳では、横断歩道以外での発生が約7割で、横断歩道における歩行者の約8割に法令違反あり。

図 「自動車対歩行者」死亡事故の事故類型別件数(平成25年～平成29年)

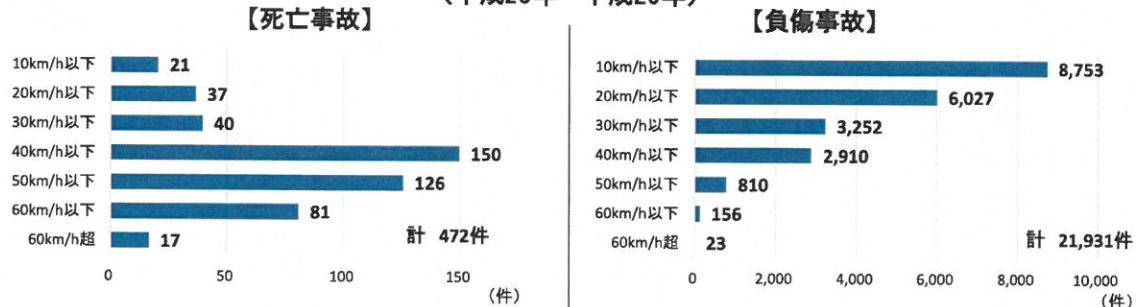
「自動車対歩行者」の事故類型別死亡事故件数  
(平成25年～平成29年)

## 参考 信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数

- 死亡事故の自動車の危険認知速度別では、時速40km/h～60km/hが多くなっている。

【横断歩道等における歩行者等の優先】(道路交通法第38条関係)  
車両等は、横断歩道等に接近する場合は、当該横断歩道等の直前で停止できる速度で進行しなければならない(歩行者等がないことが明らかな場合を除く)。

図 信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数(平成25年～平成29年)

信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数  
(平成25年～平成29年)

**（注）・危険認知速度とは、運転者が相手方を認め、危険を認知した時点の速度。運転者が危険を認知せずに事故に至った場合は、事故直前の速度**